

衆議院 内閣委員会 議 録 第 八 号

平成二十一年四月十日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 渡辺 具能君
理事 加藤 勝信君 理事 渡海紀三朗君
理事 西村 明宏君 理事 平井たくや君
理事 平田 耕一君 理事 泉 健太郎君
理事 田端 正広君
理事 宇野 治君 木原 誠二君
河本 三郎君 佐藤 鍊君
篠田 陽介君 平 将明君
徳田 毅君 中山 成彬君
長島 忠美君 並木 正芳君
西本 勝子君 馬渡 龍治君
松浪 健太郎君 盛山 正仁君
若宮 健嗣君 吉良 州司君
西村智奈美君 平岡 秀夫君
三谷 光男君 森本 哲生君
池坊 道義君 笠 浩史君
池坊 保子君 高木美智代君
吉井 英勝君 重野 安正君

楠田 大蔵君 柚木 道義君
佐々木隆博君 森本 哲生君
同日
補欠選任
平 将明君 大塚 拓君
西本 勝子君 中森ふくよ君
盛山 正仁君 赤澤 亮正君
若宮 健嗣君 岡本 芳郎君
三谷 光男君 市村浩一郎君
森本 哲生君 佐々木隆博君
楠田 道義君 楠田 大蔵君

四月八日
道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出
第三八号)(参議院送付)
は本委員会に付託された。

四月七日
国家公務員の再就職状況に関する予備的調査要
請書(平成二十年衆議院第三号)の提出者長妻
昭君外百十二名は「長妻昭君外百十一名」に訂
正された。

國務大臣
(国家公安委員会委員長)
内閣府大臣政務官 佐藤 勉君
内閣府大臣政務官 宇野 治君
内閣府大臣政務官 並木 正芳君
内閣委員会専門員 島貫 孝敏君

委員の異動
四月十日
補欠選任
赤澤 亮正君 盛山 正仁君
大塚 拓君 平 将明君
岡本 芳郎君 若宮 健嗣君
中森ふくよ君 西本 勝子君
市村浩一郎君 三谷 光男君

四月八日
憲法改悪反対に関する請願(志位和夫君紹介
(第一四三三号))
同(高橋千鶴子君紹介)(第一四五四号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第一七三七号)
憲法九条を守ることに関する請願(笠井亮君紹
介)(第一七三四号)
同(志位和夫君紹介)(第一七三五号)
憲法の改悪反対、九条を守ることに関する請願
(吉井英勝君紹介)(第一七三六号)
は本委員会に付託された。

四月八日
地方分権「改革」に関する意見書(高知県四万十
町議会)(第一八五四号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出
第三八号)(参議院送付)

○渡辺委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、参議院送付、道路交通法の一部を改
正する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。佐藤国家公安委
員会委員長。

道路交通法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○佐藤國務大臣 ただいま議題となりました道路
交通法の一部を改正する法律案につきまして、そ
の提案理由及び内容の概要を御説明いたします。
この法律案は、最近における道路交通をめぐる
情勢にかんがみ、駐車もしくは停車が禁止されて
いる道路の部分または時間制限駐車区間のうち道
路標識等により指定されたものについて、高齢運
転者等標章を掲示した普通自動車に限り駐車また
は停車をすることができるとするほか、高速
自動車国道等において車間距離保持義務に違反す
る行為をした者に係る法定刑の引き上げ、高齢運
転者標識の表示義務の見直し等を行うことをその
内容としております。

以下、項目ごとにその概要を御説明いたしま
す。
第一は、高齢運転者等に係る駐車規制の特例

に関する規定の整備であります。
その一は、高齢運転者等標章を掲示した普通自
動車は、駐車または停車が禁止されている道路の
部分のうち道路標識等により指定されているもの
については、駐車または停車をすることができ
ることとするものであります。

その二は、都道府県公安委員会は、道路標識等
により、時間制限駐車区間を高齢運転者等標章を
掲示した同一の普通自動車に限り引き続き駐車す
ることができる道路の区間として指定することが
できることとするものであります。

第二は、高速自動車国道または自動車専用道路
において車間距離保持義務に違反する行為をした
者に係る法定刑を引き上げることとするものであ
ります。

第三は、地域交通安全活動推進委員の活動に、
高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の
通行の安全を確保するための方法について住民の
理解を深めるための運動の推進を加えることとす
るものであります。

第四は、七十五歳以上の者は高齢運転者標識を
つけないで普通自動車を運転してはならないとす
る規定は、当分の間、適用しないこととするもの
であります。

なお、この法律の施行日は、高齢運転者標識表
示義務の見直しに関する規定につきましては公布
の日、車間距離保持義務違反に係る法定刑の引き
上げに関する規定及び地域交通安全活動推進委員
に関する規定については公布の日から起算して六
月を超えない範囲内において政令で定める日、そ
の他の部分については公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日として
おります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の
概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

○渡辺委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十五日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午前九時三十四分散會

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部

を次のように改正する。

第二十六条の付記中「第二百二十条第一項第二号」を「第二百十九条第一項第一号の四、第二百二十条第一項第二号」に改める。

第四十五条の次に次の一条を加える。

第四十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者(以下この項及び次項において「高齢運転者等」という。)が運転する普通自動車(当該高齢運転者等が内閣府令で定めるところによりその者の住所を管轄する公安委員会に届出をしたものに限り)であつて、当該高齢運転者等が同項の規定により交付を受けた高齢運転者等標章をその停車又は駐車をして居る間前面の見やすい箇所に掲示したもの(以下「高齢運転者等標章自動車」という。)は、第四十四条の規定による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は前条第一項の規定による駐車を禁止する道路の部分の全部又は一部について、道路標識等により停車又は駐車をすることができることとされているときは、これらの規定にかかわらず、停車し、又は駐車することができる。

一 第七十一条の五第二項に規定する普通自動車対応免許(以下この条において単に「普通自動車対応免許」という。)を受けた者で七十歳

以上のもの

二 第七十一条の六第一項又は第二項に規定する者

三 前二号に掲げるもののほか、普通自動車対応免許を受けた者で、妊娠その他の事由により身体の機能に制限があることからその者の運転する普通自動車に停車又は駐車をすることができない場所について特に配慮する必要があるものとして政令で定めるもの

2 公安委員会は、高齢運転者等に対し、その申請により、その者が前項の届出に係る普通自動車の運転をする高齢運転者であることを示す高齢運転者等標章を交付するものとする。

3 高齢運転者等標章の交付を受けた者は、当該高齢運転者等標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者の住所を管轄する公安委員会に高齢運転者等標章の再交付を申請することができる。

4 高齢運転者等標章の交付を受けた者は、普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき、第一項第三号に規定する事由がなくなつたときその他内閣府令で定める事由が生じたときは、速やかに、当該高齢運転者等標章をその者の住所を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

5 前三項に定めるもののほか、高齢運転者等標章について必要な事項は、内閣府令で定める。(罰則 第四項については第二百二十一条第一項第九号)

第四十六条中「車両」を「前条第一項に規定するもののほか、車両」に、「前条第一項」を「第四十五条第一項」に改める。

第四十九条の四第二項中「第四十九条の二」を「第四十九条の三」に改め、同条第三項中「第四十九条の二」を「第四十九条の三から第四十九条の五まで」に改め、同条を第四十九条の七とする。

第四十九条の三中「前条第三項」を「第四十九条の三第三項」に改め、同条を第四十九条の六とする。

第四十九条の二第二項中「除く」の下に「次条において同じ」を加え、「次項から第四項まで」を「この条から第四十九条の五まで」に改め、同条第二項中「車両」を「車両(前条の規定により指定された道路の区間(次条において「高齢運転者等専用時間制限駐車区間」という。)にあつては、高齢運転者等標章自動車に限る。以下この条、第四十九条の六及び第九十九条の三第一項第二号において同じ)は」に、「前条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条第四項中「前条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条第五項を削り、同条の付記中「及び第五項後段」を削り、同条を第四十九条の三とし、同条の次に次の二条を加える。

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止)

第四十九条の四 高齢運転者等専用時間制限駐車区間においては、高齢運転者等標章自動車以外の車両は、駐車をしてはならない。

(罰則 第九十九条の二第一項第一号、同条第二項、第九十九条の三第一項第一号、同条第二項)

第九十九条の五 警察署長が公安委員会の定めるところにより時間制限駐車区間における車両の駐車につき駐車することができる場所及び駐車の方法並びに駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻を指定して許可をした場合において、当該許可に係る車両が、指定された場所及び方法で、指定された駐車を開始することができる時刻から駐車を終了すべき時刻までの間において駐車を開始したときは、当該車両及びその運転者については、前二条(第九十九条の三第一項を除く)の規定は、適用しない。この場合において、当該車両は、当該指定された駐車を終了すべき時刻を過ぎて引き続き駐車してはならない。

(罰則 後段については第九十九条の三第一項第一号、同条第二項)

第九十九条の次に次の一条を加える。

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間)

第四十九条の二 公安委員会は、時間制限駐車区間を、時間を限つて同一の高齢運転者等標章自動車に限り引き続き駐車することができる道路の区間として指定することができる。この場合において、公安委員会は、前条第一項の道路標識等にその旨を表示するものとする。

第五十一条第一項中「若しくは第四十九条の二第二項、第三項若しくは第五項後段」を「第四十九条の三第二項若しくは第三項、第四十九条の四若しくは第四十九条の五後段」に、「第四十九条の二第四項」を「第四十九条の三第四項」に改める。

第七十五条第一項第七号中「第四十九条の二第三項」を「第四十九条の三第三項、第四十九条の四」に改める。

第九十九条の二十九第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進

第九十九条第一項第一号の三の次に次の一号を加える。

一 第四十六条(車両距離の保持)の規定の違反となるような行為(高速自動車国道等におけるものに限る)をした者

第九十九条の二第一項第一号中「又は第四十九条の二(時間制限駐車区間における駐車の方法等)第三項」を「第四十九条の三(時間制限駐車区間における駐車の方法等)第三項又は第四十九条の四(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止)に改める。

第九十九条の三第一項第一号中「又は第四十九条の二(時間制限駐車区間における駐車の方法等)第二項、第三項若しくは第五項後段」を「第四十九条の三(時間制限駐車区間における駐車の方法等)第二項若しくは第三項、第四十九条の四(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止)に改める。

止)又は第四十九条の五(時間制限駐車区間における駐車の特例)後段)に、「同条第二項」を「第四十九条の三第二項」に改め、同項第二号中「第四十九条の二第二項」を「第四十九条の三第二項」に改め、同項第三号中「第四十九条の二(時間制限駐車区間における駐車の方法等)第四項」を「第四十九条の三(時間制限駐車区間における駐車の方法等)第四項」に改める。

第二百二十条第一項第二号中「した者」の下に「第二十六条の規定の違反となるような行為をした者にあつては、第一百九条第一項第一号の四に該当する者を除く。」を加え、同項に次の一号を加える。

十六 高齢運転者等標章を他人に譲り渡し、又は貸与した者

第二百二十一条第一項第九号中「第五十一条の二(違法駐車に対する措置)第十項」を「第四十五条の二(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例)第四項、第五十一条の二(違法駐車に対する措置)第十項」に改める。

附則に次の一条を加える。

(高齢運転者標章表示義務に関する当面の措置)
第二十二條 第七十一条の五第二項の規定は、当分の間、適用しない。この場合において、同条第三項中「七十歳以上七十五歳未満」とあるのは、「七十歳以上」とする。

別表第一中「第四十九条の二第三項」を「第四十九条の三第三項、第四十九条の四」に、「第四十九条の二第二項若しくは第五項後段」を「第四十九条の三第二項若しくは第四十九条の五後段」に、「第四十九条の二第四項」を「第四十九条の三第四項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則に一条を加える改正規定並びに次条か

ら附則第四条までの規定及び附則第五条の規定(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)第十九条第一項の表第七十四条の三第一項の項の改正規定に係る部分に限る。)公布の日

二 第二十六条の付記の改正規定、第八十八条の二十九第二項の改正規定、第九十九条第一項第一号の三の次に一号を加える改正規定及び第二百二十条第一項第二号の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(運転免許の拒否等に関する経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる改正規定の施行前にした行為を理由とする運転免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止については、なお従前の例による。

2 前条第一号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 附則第一条各号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、それぞれなお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第五条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条第一項の表第七十四条の三第一項の項中「道路運送車両法の規定による軽自動車を使用して貨物を運送する事業」を「貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の規定による貨物軽自動車運送事業」に改め、同表第七十五条第一項第七号の項中「第四十九条の二第三項」を「第四十九条の三第三項、第四十九条の四」に、「第四十九条の二第二項から第四項まで若しくは第五項後段」を「第四十九条の三第二項

から第四項まで、第四十九条の四、第四十九条の五後段」に改め、同表第九十九条の二第一項第三号の項中「第四十九条の二第三項」を「第四十九条の三第三項、第四十九条の四」に改める。

理由

最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、駐車若しくは停車が禁止されている道路の部分又は時間制限駐車区間のうち道路標識等により指定されたものについて、高齢運転者等の申請により都道府県公安委員会が交付する高齢運転者等標章を掲示した普通自動車に限り駐車又は停車をすることができるとするほか、高速自動車国道等において車間距離保持義務に違反する行為をした者に係る法定刑の引上げ、高齢運転者標章の表示義務の見直し等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十一年四月二十一日印刷

平成二十一年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A